

アートスポット魅力創出發信事業に係る調査検討業務の質問への回答

【Q1】応募書類「イ 企画提案書」について「別途提案書の様式を定めても構いません」とありますが、様式2の1ページのみ様式通りのものを使用し、2ページ目以降（提案を求める項目）は、A4 タテであればどのような様式でも構わないという意味と理解してよいでしょうか。また、「イ 企画提案書」提出できる枚数は何枚までOKでしょうか。

【A1】2ページ目以降は、様式自由です。タテ、ヨコどちらでもかまいません。枚数の制限はございません。

【Q2】応募書類・添付書類「サ」について、電子申請・ペイジー等支払いにより領収書の取得が容易ではないのですが、「概算・確定保険料申告書」および労働局が発行する「労働保険料・一般拠出金納入証明書(2年度分)」の提出でも宜しいですか。

【A2】構いません。労働保険料を支払った事が確認できるようお示してください。

【Q3】大阪府の考えるパブリックアートの定義を教えてください。

【A3】定義については、業務仕様書「3業務内容及び提案を求める事項（1）国内外のパブリックアートの調査」を参照してください。

【Q4】調査するパブリックアートに建築物を含めることは可能ですか。

【A4】調査の対象は、業務仕様書「3業務内容及び提案を求める事項（1）国内外のパブリックアートの調査」に記載している作品に該当すれば、可能です。

【Q5】調査するパブリックアートにトリックアート(天井画、壁画、立体看板 等)を含めることは可能ですか。

【A5】調査の対象は、業務仕様書「3業務内容及び提案を求める事項（1）国内外のパブリックアートの調査」に記載している作品に該当すれば、可能です。

【Q6】一定期間、公共空間に展示していた作品も調査するパブリックアートに含めることは可能ですか。(おおさかカンヴァス事業の作品など)

【A6】調査の対象は、業務仕様書「3業務内容及び提案を求める事項（1）国内外のパブリックアートの調査」に記載している作品に該当すれば、可能です。

【Q7】今回調査するパブリックアートはアーティストが制作したものに限りませんか。建築家や市民団体が制作し、公共空間に設置している立体造形物、立体看板、建築物も含めることは可能ですか。

【A7】限りません。可能です。

【Q7】今回の事業を踏まえ、創出するアートスポット(名所)はアーティストが制作することを前提としていますか。

【A7】前提にはしておりません。

【Q8】応募書類はA4ファイルに綴ってとありますが、添付書類はクリアファイル等でもよろしいのでしょうか？

【A8】公募要項「4応募の手続き(5)その他ウ」に記載のとおり、A4ファイルで綴っていただくようお願いします。

【Q9】大阪府入札資格取得時と重複する書類が必要なのはどうしてでしょうか？

【A9】本事業への応募資格の確認のため、お手数ですが再度提出をお願いします。

【Q10】プロジェクターを使用する場合、パソコンは持参でしょうか？

【A10】パソコンはこちらでご用意します。

【Q11】審査基準「府施策との整合性：府の労働施策（障がい者雇用）への対応状況を確認認する。」とありますが、雇用していない場合、配点はゼロになるのでしょうか。また、この事業の審査基準に入っているのはどのような関係性からでしょうか。

【A11】審査基準については、選定委員会で決定しており、内容に係るご質問にはお答えできません。

【Q12】業務仕様書「3 業務内容及び提案を求める事項」について「国内外のパブリックアートの調査結果については、中間素案とりまとめ(6月下旬)に含めること」とありますが、当該調査は全て完了している必要はありますか。

【A12】必要です。

【Q13】業務仕様書「3 業務内容及び提案を求める事項」について、中間素案とりまとめは、業務内容(1)～(5)のうち、どこまでを盛り込むイメージでしょうか。

【A13】(1)～(2)までを想定しています。

【A14】 「中間素案取りまとめ」や「計画素案取りまとめ」等の期日について、変更を提案することはできるのでしょうか。

【Q14】 期日については、懇話会の検討状況や調査の進捗状況を踏まえ、協議の上、変更する場合があります。